**業務委託契約書**

株式会社　　　　　（以下「甲」という。）と株式会社　　　　　（以下「乙」という。）とは、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

1. （目的）

本契約は、甲が乙に対し、○○を目的とした次条記載の業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙が本件業務を受託するものである。

1. （本件業務の内容）

甲が乙に対して委託する本件業務は、以下のとおりとする。

1. （業務遂行上の義務）

１．乙は、本件業務の履行に際し、業務を遂行する従業員に対して適切に指揮監督・教育指導を行い、善良なる管理者の注意をもって本件業務を誠実に履行しなければならないものとする。

２．乙は、甲から本件業務の履行の状況または履行の結果について報告を求められたときは、速やかに甲に対して報告を行う義務を負う。乙は、甲から書面での報告を求めたときは、書面による報告を行わなければならないものとする。

1. （業務委託料・費用）

１．甲は乙に対し、本件業務の委託料として、　　　　　　　を支払うものとする。

２．乙は甲に対し、毎月末日までに翌月分委託料を書面で請求し、甲は乙に対し、翌月末日までに乙指定の預金口座宛に振り込んで支払うものとする。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

３．甲が乙に対する金銭債務の支払を怠ったときは、乙に対し、債務残金及びこれに対する支払期限または期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みに至るまで年14.6%（年365日日割計算）の割合による遅延損害金を支払う。

1. （契約不適合責任）

乙による本件業務の成果物について、明らかな不具合等、契約の内容に適合しないことが発見された場合は、甲は乙に対し、不適合部分について必要な修補・追完を請求することができるものとする。ただし、修補のために過分な費用を要する場合は、この限りではない。

1. （秘密情報の取扱い）
2. 本契約における秘密情報とは、甲または乙が、本契約の履行に関連して相手方から開示を受け、または知り得た相手方または相手方の顧客の営業上、技術上及び業務上の情報のうち、相手方から秘密であることを明示された情報を言う。
3. 前項の規定に拘らず、以下の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外する。
4. 知得したとき、すでに自ら所有していた情報
5. 知得したとき、すでに公知であった情報
6. 知得したのちに、自らの責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
7. 正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わずに合法的に知得した情報
8. 知得した情報とは関係無く、独自に創作・開発した情報
9. 甲及び乙は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって取扱い管理し、相手方の事前の承諾なく秘密情報を第三者に開示し、または漏えい等してはならない。
10. 甲及び乙は、秘密情報を本契約の履行目的以外に使用してはならない。また自己の役員及び従業員のうち、相手方の秘密情報を本契約の履行のために知る必要のある者に対してのみ開示できるものとし、当該役員及び従業員に対し秘密保持義務を課す等の措置をとるものとする。
11. 甲及び乙は、保有する相手方の秘密情報の開示を行政機関または司法機関から強制力をもって要求された場合には、以下の措置をとったうえで当該行政機関または司法機関に対して当該秘密情報を開示することができる。
12. 相手方に対して当該開示要求があった旨を遅滞なく通知すること
13. 当該秘密情報のうち適法に開示が要求されている部分についてのみ開示すること
14. 開示する当該秘密情報について、秘密としての取り扱いが受けられるよう最善をつくすこと
15. 甲及び乙は、本契約終了時、または相手方の秘密情報を使用する必要がなくなった場合もしくは相手方から要求があった場合には、相手方の指示に従い速やかに当該秘密情報の使用を中止のうえ、返却し、若しくは廃棄または消去するものとする。

第７条（知的財産権の取扱い）

成果物について生じた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の産業財産権ならびにこれらを受ける権利及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）をいう。以下同じ。）ならびにノウハウに関する権利は、成果物の引渡しと同時に乙が甲に対して無償かつ非独占的な使用許諾をしたものとみなす。

第８条（再委託）

乙は、甲から事前に書面による承諾を得ることなく本件業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第９条（権利義務譲渡の禁止）

甲及び乙は、本契約及び個別契約により生ずる権利または義務の全部または一部を、第三者に譲渡、承継し、または担保に供してはならないものとする。

第１０条（事前連絡事項）

甲及び乙は、その本支店・営業所の移転、商号の変更、事業目的の変更、事業の譲渡、資本の変動、組織変更、合併、解散、廃業等、本契約及び個別契約に影響を及ぼす事項が生じる場合には、速やかに相手方に連絡するものとする。ただし、金融市場または証券市場の正常な取引を妨げるものとして法令に定められた重要事項に該当する事由については、その公表後遅滞なく通知する。

第１１条（反社会的勢力の排除）

1. 甲または乙が次の各号の一に該当する場合、相手方は何らの催告をすることなく、本契約を解除することができる。
2. 甲または乙が、暴力団、暴力団員、暴力準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、半グレ集団その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という）である場合、または反社会的勢力であった場合
3. 甲または乙が、反社会的勢力を利用した場合
4. 甲または乙の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与した場合
5. 甲または乙の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
6. 甲または乙が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、相手方の名誉や信用を毀損し、または相手方の業務を妨害した場合
7. その他甲または乙が前各号に準ずる行為をした場合
8. 甲及び乙は、前項各号を確認することを目的として相手方が行う調査に協力する。
9. 甲及び乙は、第１項各号のいずれかに該当し、またはそのおそれがあることが判明した場合、直ちにその旨を相手方に通知する。
10. 第１項による解除は、解除した当事者が被った損害につき相手方に対して損害賠償請求をすることを妨げない。また、当該解除により相手方に損害が生じても、解除した当事者はこれを一切賠償する責を負わない。

第１２条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方が本契約に定める条項に違反し、かつ当該違反の是正要求を受けた後相当期間以内に当該違反が是正されなかった場合には、書面の通知をもって本契約及び個別契約の全部または一部を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方について次の各号に該当する事由が一つでも生じた場合には、何らの催告をすることなく、書面による通知をもって即時に本契約を解除することができる。
3. 仮差押、差押、競売の申請、または破産、特別清算、会社更生、民事再生、会社整理の申立てがあった場合、もしくは租税公課を滞納して保全差押を受けた場合
4. 営業を休止または廃止した場合
5. 支払いを停止した場合、または手形交換所の取引停止処分を受けた場合
6. 監督官庁より営業の取消または停止等の処分を受けた場合。
7. 解散の決議を行った場合

第１３条（中途解約）

　甲及び乙は、本契約の有効期間中においても、１か月前までに書面による解約申入れをすることにより、本契約を解約することができる。この場合において、解約した当事者は、解約により相手方が被った損失を補償することを要するものとする。

第１４条（損害賠償）

甲または乙が、故意または過失によって本契約に定めた条項に違反し、相手方が損害を受けた場合、当該相手方は直接かつ現実に受けた通常損害の範囲内において、損害賠償を請求できるものとする。

第１５条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から１年間とし、契約期間満了の１カ月前までに甲乙いずれからも更新拒絶の意思表示がなされない場合においては、自動的に更新するものとする。

第１６条（存続条項）

本契約が終了した後も、第３条、第５条、第６条、第７条、第９条及び第１４条の規定は有効に存続する。

第１７条（準拠法等）

1. 本契約及び個別契約の準拠法は日本法とする。
2. 本契約または個別契約に定めなき事項及び解釈の疑義については、法令及び一般慣行に従うほか甲乙誠意をもって協議解決をはかるものとする。
3. 甲及び乙は、前項の協議により疑義が解決せず訴訟の必要が生じた場合、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

　　　　年　　　月　　　日

甲：

乙：